

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」という。）は、平成19年6月に制定されました。

1 財政健全化法の目的

財政健全化法は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行政上の措置を講ずることで、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものです。

2 健全化判断比率等の公表

地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、健全化判断比率等を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならないとされています。

健全化判断比率等の公表は、平成19年度決算から、当該比率のいずれかが基準以上である場合の財政健全化計画及び財政再生計画の策定の義務付けは、平成20年度決算から適用されます。

3 財政の早期健全化等を図るための計画策定

（1）財政の早期健全化

- ・地方公共団体は、健全化判断比率（図－1、①～④）のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、自主的な改善努力による財政健全化を図るため財政健全化計画を策定しなければなりません。
- ・財政健全化計画は、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、その計画を定めるに当たっては外部監査を受けることが義務付けられています。
- ・財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表しなければなりません。
- ・財政の早期健全化が著しく困難と認められるときは、県知事から必要な勧告を受けることになります。

（2）財政の再生

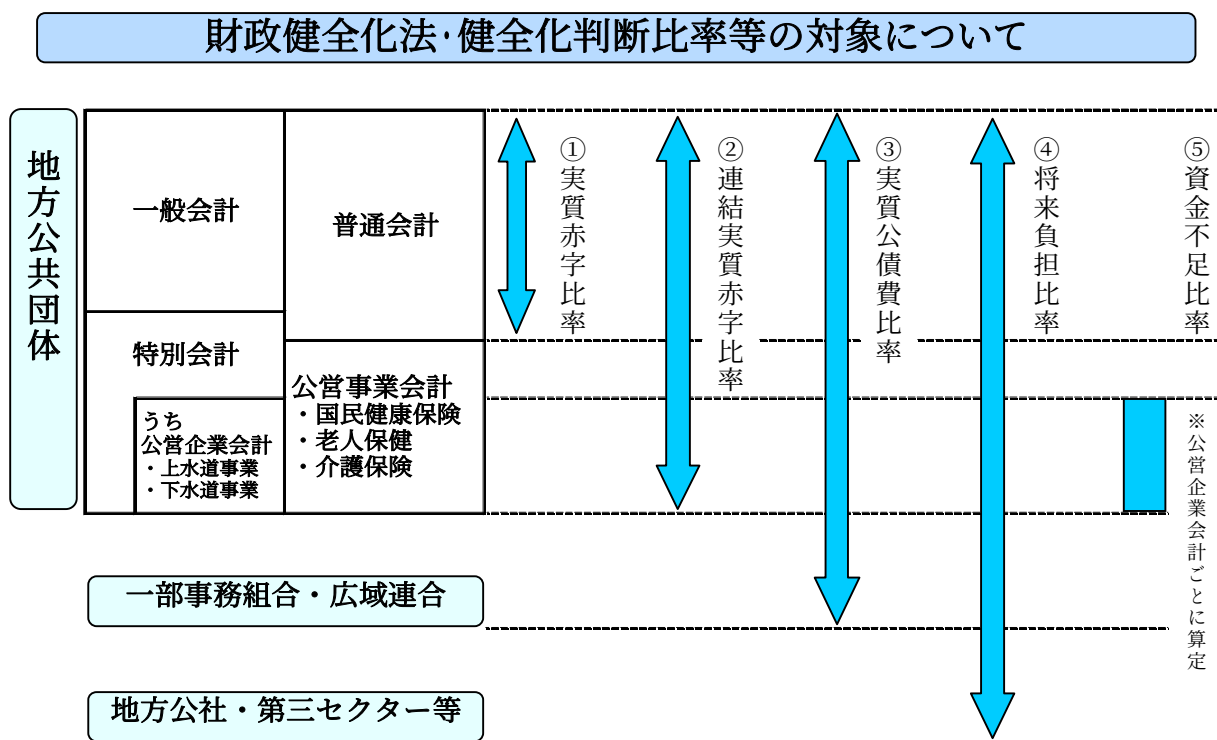
- ・地方公共団体は、再生判断比率（図－1、①～③）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、自主的な健全化は困難であるとし、国等の関与による確実な再生を図るため財政再生計画を策定しなければなりません。
- ・財政再生計画は、議会の議決を経て速やかに公表するとともに、その計画を定めるに当たっては外部監査を受けることが義務付けられています。

- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができます。
同意を得ていないときは、災害復旧事業等を除き、地方債の起債が制限されます。
同意を得ているときに限り、収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債ができます。
- ・財政の運営が財政再生計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣から予算の変更等が勧告を受けることになります。

（３）公営企業の経営の健全化

- ・地方公共団体は、公営企業の資金不足比率（図－１、⑤）が経営健全化基準以上である場合には、経営の健全化を図るため経営健全化計画を策定しなければなりません。

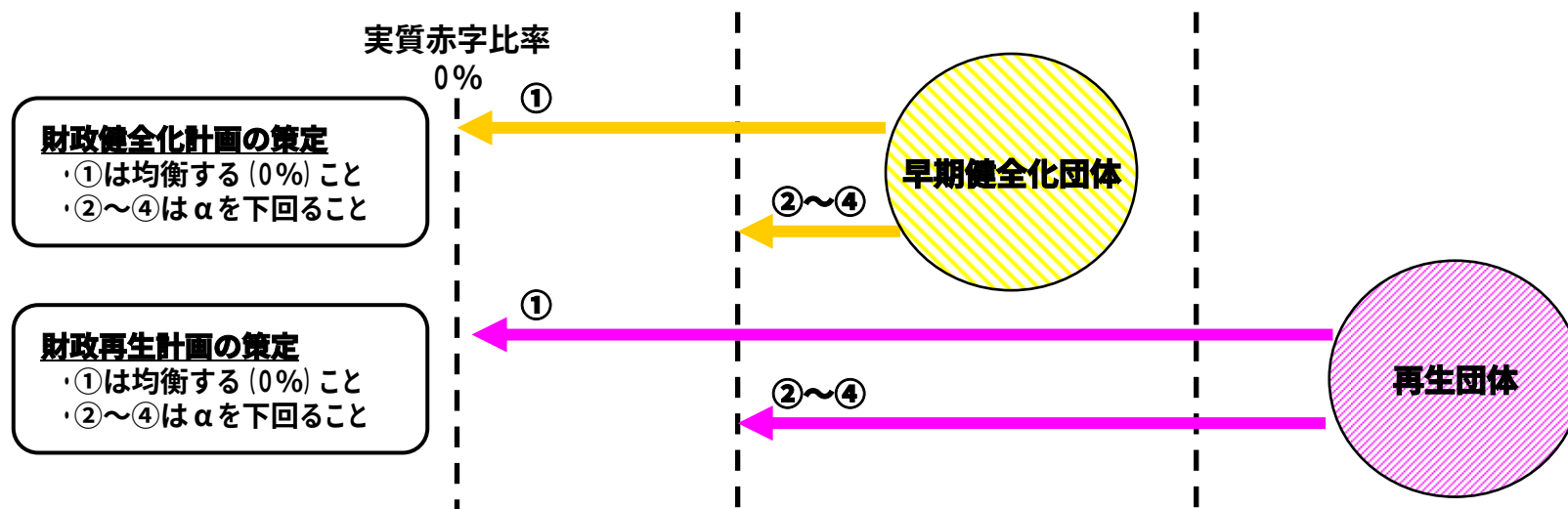
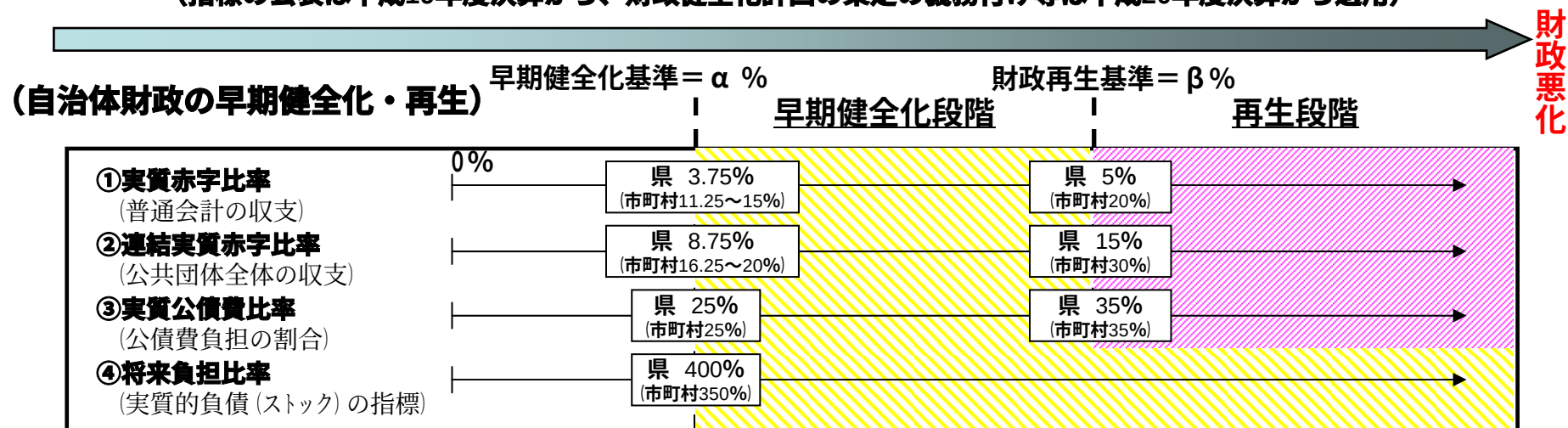
【 図－１ 】



- ① 実質赤字比率
普通会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ② 連結実質赤字比率
全会計の実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
- ③ 実質公債費比率
普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ④ 将来負担比率
普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
- ⑤ 資金不足比率
資金不足額の事業規模に対する比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



(公営企業の経営健全化)

経営健全化基準 = γ %

